Information

No. 2026-35　Date 2026.6.

診療報酬（検体検査関連）についてのお知らせ

謹啓　時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別なご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。
このたび厚生労働省保険局医療課長発通知（令和８年５月29日付.保医発0529第２号、第３号.令和８年６月１日適用）により、下記の検査項目の保険請求が可能となりましたのでご案内申し上げます。

謹白

◎新たに保険収載された検査項目

項　目　名	保険点数	区　　分
胆道癌におけるIDH1遺伝子変異検査	5000点	D004-2　悪性腫瘍組織検査（遺伝子関連・染色体検査）

D004-2 悪性腫瘍組織検査

（1）～（3）（略）

（4）「1」の「ロ」処理が複雑なものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、次世代シーケンシング等により行う場合に算定できる。

ア 肺癌におけるBRAF遺伝子検査（次世代シーケンシング）、METex14遺伝子検査（次世代シーケンシング）、RET融合遺伝子検査、HER2遺伝子検査（次世代シーケンシング）

イ 悪性黒色腫におけるBRAF遺伝子検査（リアルタイムPCR法、PCR-rSSO法）

ウ 固形癌におけるNTRK融合遺伝子検査、腫瘍遺伝子変異量検査、RET融合遺伝子検査

エ 胆道癌におけるFGFR2融合遺伝子検査、IDH1遺伝子変異検査

オ 甲状腺癌におけるRET融合遺伝子検査、BRAF遺伝子検査

カ 甲状腺髄様癌におけるRET遺伝子変異検査

キ 固形腫瘍（肺癌及び大腸癌を除く。）におけるBRAF遺伝子検査（PCR-rSSO法）

ク 悪性リンパ腫におけるBRAF遺伝子検査（PCR-rSSO法）

ケ 乳癌におけるAKT1遺伝子変異検査、PIK3CA遺伝子変異検査、PTEN遺伝子変異検査

コ 卵巣明細胞癌におけるPIK3CA遺伝子検査（リアルタイムPCR法）

※下線の検査が追加されました。

●弊社受託開始　2026年6月1日（月）受付分より
弊社項目依頼コード No. 77492 胆道癌オンコマインマルチCDx-FFPE
No. 77493 胆道癌オンコマインマルチCDx-凍結組織
詳細につきましては別途ご案内するInformation No. 2026-33をご参照ください。

裏面に続きます

株式会社ビー・エム・エル
本　　社：〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-3
総合研究所：〒350-1101 埼玉県川越市的場1361-1
☎03(6629)7386 FAX 049(232)3132
BML
URL：https://www.bml.co.jp/

検査項目検索用アプリ B-Book
Google play　Available on the App Store
電子カルテはビー・エム・エル
Qualis Cloud
資料、お問い合わせは担当者または最寄りの営業所までお願いいたします。

項　目　名	保険点数	区　　分
がんゲノムプロファイリング検査 販売名：TruSight™ Oncology Comprehensive パネルシステム	44000点	D006-19 がんゲノムプロファイリング検査 （遺伝子関連・染色体検査）

注）別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において実施した場合に限り算定できる。

1）固形腫瘍を対象とする場合、固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とし薬事承認又は認証を得ている次世代シーケンシングを用いて、包括的なゲノムプロファイルの取得を行う場合に患者1人につき1回に限り算定できる。

2）標準治療がない固形がん患者又は局所進行もしくは転移が認められ標準治療が終了となった固形がん患者（終了が見込まれる者を含む）であって、関連学会の化学療法に関するガイドライン等に基づき、全身状態及び臓器機能等から、本検査施行後に化学療法の適応となる可能性が高いと主治医が判断した者に対して実施する場合に限り算定できる。

抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として他の検査を実施した場合であって、当該他の検査の結果によりがんゲノムプロファイリング評価提供料を算定する場合は、所定点数から当該他の検査の点数を減算する。

「B011-5」がんゲノムプロファイリング評価提供料（12,000点）

得られた包括的なゲノムプロファイルの結果を医学的に解釈するための多職種（がん薬物療法に関する専門的な知識を有する医師、遺伝カウンセリング技術を有する者等）による検討会（エキスパートパネル）で検討を行った上で、治療方針等について文書を用いて患者に説明した場合に患者1人につき1回に限り算定できる。

●弊社受託中

依頼コード No. 14253 TSO Comp. パネルシステム

詳細につきましては、BML Information No. 2026-34をご参照ください。

項　目　名	保険点数	区　　分
BKウイルス核酸定量	450点	D023 微生物核酸同定・定量検査 （微生物学的検査）

D023 微生物核酸同定・定量検査

（1）～（41）（略）

（42）BKウイルス核酸定量は、血漿又は尿を検体として、臓器移植又は造血細胞移植を行った患者のうち以下のアからエまでのいずれかに該当する患者に対して実施した場合に450点を算定する。ただし、診療報酬の請求に当たっては、実施する患者について以下のアからエまでのいずれに該当するかを診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ア 尿中ウイルス感染細胞の検出又は腎機能の低下等によりBKV腎症を疑う患者

イ 血尿等の所見により出血性膀胱炎を疑う患者

ウ BKV感染症と診断され治療を開始されており、治療効果の確認が必要な患者

エ 拒絶反応又は移植片対宿主病（GVHD）に対する治療を実施し、BKV活性化の評価が必要な患者

●弊社受託検討中